

電気技術者の資格

電気主任技術者

電気事業法で、事業用電気工作物を設置する者は、電気工作物(電氣的設備)に関する保安の監督をさせるため、電気主任技術者を選任しなければならないことになっています。

電気主任技術者の資格には、次の3種類があり、電気工作物の電圧等によって、次のような資格が定められています。

- ・ 第一種：すべての電気工作物
- ・ 第二種：電圧が17万ボルト未満の電気工作物
- ・ 第三種：電圧が5万ボルト未満の電気工作物
(出力5千キロワット以上の発電所を除く。)

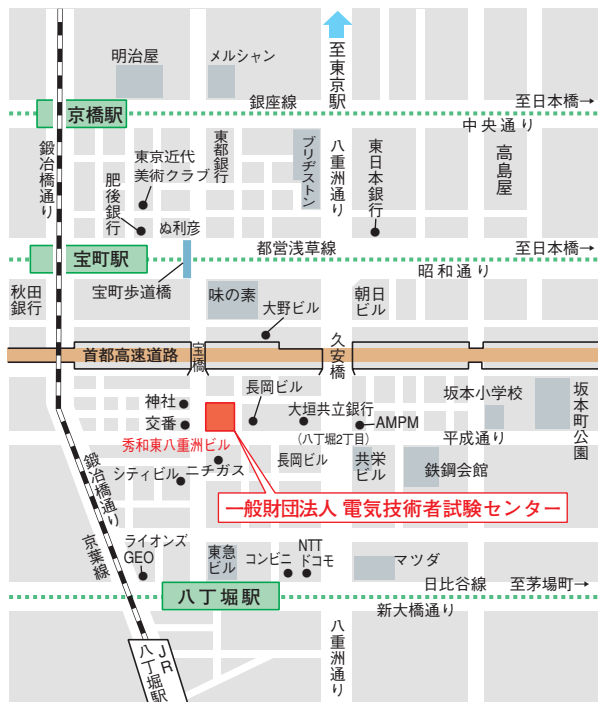
電気工事士

電気工事士法で、電気工事の作業に従事するには電気工事士免状の交付を受けていることが必要と定められています。

電気工事士の資格には、次の二種類があり、電気工作物によって、次のような資格が定められています。

- ・ 第一種：最大電力500キロワット未満の需要設備である自家用電気工作物と一般用電気工作物
- ・ 第二種：一般用電気工作物

■試験センター所在地の略図



都営地下鉄 浅草線	宝町駅	A2出口	徒歩5分
JR東日本 京葉線	八丁堀駅	A3出口	徒歩5分
東京メトロ 日比谷線	八丁堀駅	A5出口	徒歩5分
東京メトロ 銀座線	京橋駅	4番出口	徒歩8分
東京メトロ 東西線	茅場町駅	12番出口	徒歩10分
JR東日本他	東京駅	八重洲中央口	徒歩15分

電気主任技術者試験及び電気工事士試験は、年1回、全国主要都市等で実施します。

詳細はホームページまたは受験案内をご覧ください。

受験申込みに関するお問い合わせ

(午前9時～午後5時15分 土、日、祝日は休み)

TEL 03-3552-7691

FAX 03-3552-7847

Eメール：info@shiken.or.jp

一般財団法人 電気技術者試験センター

一般財団法人 電気技術者試験センター

E C E E

Examination Center for Electrical Engineer



〒104-8584

東京都中央区八丁堀 2-9-1 秀和東八重洲ビル 8階

TEL : 03-3552-7651 FAX : 03-3552-7838

<http://www.shiken.or.jp/>

理事長挨拶



電気は、我が国経済社会の情報化・高度化とともに、国民生活及び経済活動に不可欠なエネルギーとなっています。これに伴い、電気工作物の安全・安心確保が大きな社会的課題となり、これに当たる電気技術者の果たす役割も増大しております。このため、電気技術者の国家試験の重要性は一層高まっております。

当センターは、経済産業大臣から指定を受け、電気設備の保守監督ができる資格である電気主任技術者（1種、2種、3種）の試験、電気工作物の作業に従事するための資格である電気工事士（1種、2種）の試験事務を行っております。

当センターにおきましては、この国家試験を効率的、かつ、確実に行っていく所存でありますので、ご支援・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、平成20年12月から施行となりました国の「公益法人制度改革」への対応として、この度内閣総理大臣の認可を受けて、平成23年4月1日から「一般財団法人」に移行致しました。引き続き、よろしくお願い致します。

理事長 大野博伸

設立の目的

電気技術者試験を実施し、併せて電気技術者の資質の向上、維持を図り、もって我が国の電気保安の確保に寄与することを目的とする。

事業の内容

設立の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 電気主任技術者試験（第1・2・3種）
- (2) 電気工事士試験（第1・2種）
- (3) 上記以外の電気技術者試験
- (4) 試験事業の実施等に関する調査研究
- (5) 試験事業等に関する周知広報
- (6) 電気技術者の資質の向上
- (7) その他

沿革

昭和59年 8 月	財団法人の設立許可
昭和59年10月	第三種電気主任技術者試験について指定試験機関の指定
昭和59年12月	電気工事士試験について指定試験機関の指定
昭和62年 9 月	第二種電気工事士試験に加え、第一種電気工事士の試験事務も実施
平成 8 年 8 月	第一種及び第二種電気主任技術者試験について指定試験機関の指定
平成 9 年10月	電気主任技術者試験免状交付事務を受託
平成23年 4 月	公益法人制度改革により一般財団法人へ移行

●機構及び組織●

